

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

住民係

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\text{【所得のめやす】 } 118\text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円} \}$$

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月始めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、平成29年度の保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されています。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して返送していただくことにより、平成30年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成30年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問合せください。

軽自動車税の減免について

税務係

次の手帳をお持ちの方で自らが運転する軽自動車、またはその方の外出・送迎等のために使用する軽自動車、所有・使用要件及び障がい等級等の要件を満たす場合は、軽自動車税が減免されます。（自家用の軽自動車1台に限ります。）

手帳の種類

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・戦傷病者手帳



自動車税（県税）の減免を受けている場合は、軽自動車税は減免を受けることはできません。

申請期限は**5月31日(木)**、手続きは税務係までお願いします。

減免申請に必要な書類、障がい等級要件等については税務係にお問合せください。

●お問合せ 税務係 電話 88-8402

長野県東信県税事務所からのお知らせ

平成30年度の自動車税は5月31日(木)が納期限です

自動車税は、県のさまざまな事業を進める上で大変重要な財源となっています。

5月上旬に納税通知書が届きます。必ず納期限までに納めましょう。

コンビニエンスストアでは、休日・夜間でも納めることができます。

平成30年度キャンペーン標語 **ドライバー 守るマナーと納期限**

●お問合せ 東信県税事務所 収税係 電話 0267-63-3136 (直通)